

習志野市防火防災訓練災害補償等要綱

平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市又は市内の自主防災組織、町会、自治会等地域住民が自主的に組織している団体（以下「自主防災組織等」という。）が行う防火防災訓練に参加した者（以下「補償等対象者」という。）が、当該訓練に起因する事故（以下「事故」という。）により傷害を受けた場合（傷害に起因して死亡した場合を含み、疾病を発生した場合を除く。以下同じ。）における当該補償等対象者（以下「被害者」という。）に対して、市が、公益財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）の実施する防火防災訓練災害補償等共済制度によりその被害者に対して行う損害賠償及び災害補償（以下「補償等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補償等の対象となる訓練)

第2条 補償等の対象となる訓練（以下「対象訓練」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の消防機関の主催する防火防災訓練で、市内の自主防災組織等が参加したもの
- (2) 市内の自主防災組織等が主催する自主的な防火防災訓練で、市又は市の消防機関に訓練計画書の届出があったもの

(補償等の種類)

第3条 補償等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が法律上の損害賠償責任を負う場合
 - ア 損害賠償死亡一時金
 - イ 損害賠償傷害一時金
- (2) 市が法律上の損害賠償責任を負わない場合
 - ア 災害補償死亡一時金
 - イ 災害補償後遺障害一時金
 - ウ 入院療養補償

エ 通院療養補償

オ 休業補償

- 2 一補償等対象者について、同一事故による傷害に対しては、災害補償死亡一時金と災害補償後遺障害一時金の重複支払は行わず、災害補償死亡一時金をもって限度とする。

(死亡一時金の受取遺族及び順位)

第3条 損害賠償死亡一時金及び災害補償死亡一時金を受け取ることができる遺族は、被害者の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で、主として被害者の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第2号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 損害賠償死亡一時金及び災害補償死亡一時金を受け取ることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 被害者が遺言等で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して損害賠償死亡一時金又は災害補償死亡一時金を受けるものとする。

(往路又は帰路における事故の補償)

第5条 補償等対象者が、防火防災訓練会場までの合理的な経路及び方法により往路又は帰路において事故による傷害を受けた場合は、補償等の種類に応じ、その金額の2分の1を限度として補償する。

(治療を怠った場合等における措置)

第6条 被害者が正当な理由がなくその治療を怠り、このため当該障害が重大になったものであると判明した場合は、その影響がなかった場合に相当する金額を支払う。

- 2 被害者が、事故により傷害を受けた場合において、既に存在していた疾病の影響により、又は事故により傷害を受けた後にその原因となった事故と関係なく生じた傷害又は疾病の影響により、当該障害が重大となったときは、前項の規定を準用する。
- 3 補償等対象者が事故により傷害を受け、市が補償等を行う場合、被害者に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じ、補償等の金額を減額して支払う。

(訓練計画書の届出)

第7条 第2条第2号に規定する対象訓練の主催者は、補償等を受けようとするときは、参加者の災害発生の事態に備えて、習志野市防火防災訓練実施計画書(別記第1号様式)を当該訓練実施日の前日までに市長に届出しなければならない。

(事故の報告)

第8条 対象訓練の主催者は、当該訓練において事故が発生したときは、速やかに習志野市防火防災訓練事故発生状況報告書(別記第2号様式)により、市長に報告しなければならない。

(書類の提出)

第9条 前条の規定により事故の報告をした主催者は、対象訓練に参加した者が補償等を請求するときは、協会が定める防火防災訓練災害補償等共済契約約款(以下「約款」という。)の規定に基づく必要書類を市長に提出しなければならない。

(補償等をしない場合)

第10条 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因して補償等対象者が傷害を受けた場合は、補償等を行わない。

- (1) 市(市の職員、消防職員及び消防団員並びに市が市の防火防災訓練指導を委託した者を含む。)又は補償等対象者の故意
- (2) 補償等を受け取るべき者の故意
- (3) 補償等対象者の自殺行為
- (4) 補償等対象者の犯罪行為
- (5) 補償等対象者の精神障害又は飲酒
- (6) 補償等対象者の妊娠又は流産等

- (7) 戦争その他変乱
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染
- (9) 補償等対象者の疾病（細菌性食中毒を含む。）
- (10) 地震、噴火、洪水、津波等の自然変異
- (11) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (12) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (13) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類似する原因によるもの
(適用除外)

第11条 次に掲げる者の事故については、補償等の適用を除外する。

- (1) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務又は公務により対象訓練に参加した者
 - (2) 対象訓練を指導中の市の職員、消防職員及び消防団員並びに市が対象訓練の指導のために委託した者
 - (3) 対象訓練を観覧し、又は応援していた者
 - (4) 対象訓練中に休憩がある場合で、この休憩時間中に傷害を受けた者
- 2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者が訓練会場内で事故により傷害を受けた場合は、補償の種類に応じ、その金額の2分の1を限度として補償する。

(損害賠償への充当)

第12条 市は、この要綱による補償等を行った場合において、同一の事由により民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定に基づく賠償責任が生じたときは、既に支払った補償額は当該損害賠償額に充当する。

(準用規定)

第13条 この要綱に定めのない事項については、協会が定める約款の規定を準用する

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補償等に関し必要な事項は、市長が別に定める。